

妊婦健康診査実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づき実施する妊婦健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において「妊婦」とは、本市に住所を有する妊娠中の女子をいう。

(妊婦健康診査の種類)

第3条 妊婦健康診査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般健康診査（以下「一般健診」という。）
- (2) 精密健康診査（以下「精密健診」という。）

(妊婦健診の実施)

第4条 一般健診は、市長が委託した医療機関（以下「委託医療機関」という。）または助産所（以下「委託助産所」という。）で行うものとする。

2 一般健診は、一人につき14回以内とする。

3 一般健診を受診する妊婦は、妊婦一般健康診査受診票（以下「一般受診票」という。）を委託医療機関もしくは委託助産所に提出しなければならない。

(一般健診の内容)

第5条 一般健診の内容は、別表1に掲げるとおりとする。

2 委託助産所の内、有床助産所で使用できない公費負担対象回数及び健診内容は、健診回数14回のうちA票種の券種3の1回分及びC-1票種のうち券種Kの1回分とする。また、一部公費負担対象とする回数及び健診内容はB票種4回分のうち選択検査の超音波検査、C-2票種2回分のうち券種Fのクラミジア検査及び券種NのHTLV-1抗体検査を除いた基本的な妊婦健康診査の計6回分とする。ただし、B票種4回分の超音波検査費については、医師立ち会いのもとで行った場合のみ公費負担の対象とする。

3 委託助産所の内、無床助産所で使用できない公費負担対象回数及び健診内容は、健診回数14回のうちA票種の券種3の1回分、C-1票種のうち券種K、券種9の2回分及びC-2票種のうち券種Nの1回分とする。また、一部公費負担対象とする回数及び健診内容はB票種4回分のうち超音波検査を除いた基本的な妊婦健康診査及びC-2票種のうち券種Fのクラミジア検査を除いた基本的な妊婦健康診査の計5回分とする。

4 一般健診の内容については、医師もしくは助産師が必要がないと認めた場合に限り、省略することができる。

(一般受診票の交付)

第6条 一般受診票の一部は請求用とし、一部は委託医療機関もしくは委託助産所控え用とする。

2 市は、妊娠の届出を受理の際に一般受診票（母子健康手帳別冊綴込み）を妊婦に交付するものとする。但し、転入等の場合は、理由を母子健康手帳交付 再交付・別冊交付申請書（以下「交付申請書」という。）に記載して、第4条第2項に規定する回数を限度として交付する。

3 市は、一般受診票交付台帳を整備するものとする。ただし、母子保健法第15条の規定による妊娠の届出をもってこれに代えることができるものとする。また、転入等の場合は交付申請書をもってこれに代えることができるものとする。

(受診の勧奨)

第7条 市は、一般受診票を交付する際、それぞれの時期に一般健診を受診するよう指導するものとする。

(受診票の保管)

第8条 市は、母子健康手帳・別冊配送票と妊娠届出書により一般受診票受払の管理を行うものとする。

2 双胎や転入等の理由により不要となった一般受診票の取扱いについては、交付申請書とともに1年間これを保管とする。

(精密健診)

第9条 精密健診は、一人につき1回とし、その対象者は、一般健診において妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)等妊娠又は出産に直接支障を及ぼす疾病の疑いのある妊婦とする。

2 前項の精密健診は、委託医療機関が、当該妊婦に対し一般健診以外の検査を行うものとする。

(精密受診票の交付)

第10条 精密健診を必要とする当該妊婦は、妊婦精密健康診査受診申請書(以下「申請書」という。)に妊婦精密健康診査意見書を添えて、市長に申請するものとする。

2 市長は申請書を受理し、受診することが適当と認めたときは、妊婦精密健康診査受診票(以下「精密受診票」という。)を交付するものとし、精密受診票の交付状況を妊婦精密健康診査受診票交付台帳により、整理しなければならない。

(費用の請求、審査及び支出)

第11条 委託医療機関もしくは委託助産所が一般健診を行った場合において、これに要した費用(以下「診査料」という。)の請求は、一般受診票の請求用により、公益財団法人ちば県民保健予防財団(以下「保健予防財団」という。)に行うものとする。

2 保健予防財団は、前項の請求の内容を審査し、必要書類を添えて、市に請求するものとする。

3 保健予防財団は、市から診査料の払込みがあったときは、速やかに指定金融機関を通じて委託医療機関もしくは委託助産所に支払うものとする。

4 委託医療機関もしくは委託助産所が一般健診について請求できる額は、別に定めるところによる。

5 委託医療機関もしくは委託助産所に対する診査料の審査及び支払の事務の委託については、別に定めるところによる。

6 委託医療機関もしくは委託助産所が一般健診を行う場合において、保健指導を併せて行った場合であっても、その保健指導料は請求できないものとする。

7 委託医療機関が精密健診に要した費用の請求は、市に精密受診票の請求用をもって行うものとする。

8 精密健診が医療保険等の給付として行われた場合は、委託医療機関が市長に対して請求できる額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「厚生労働省告示」という。）により算定した額から保険者が負担すべき額を控除した額とする。ただし、入院による精密健診は、この限りでない。

9 精密健診が保険医療機関又は療養取扱機関以外のものによって行われた場合において、その他医療保険等の給付としてでなく行われたときは、委託医療機関が市長に請求できる額は、厚生労働省告示により算定した額とする。

（事後指導）

第12条 市は、精密健診の結果に応じ、当該委託医療機関と連携し、事後指導が円滑に行われるよう配慮しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1

票種	券種	検査内容
A	3	基本的な妊婦健康診査 (診察・計測・血圧・尿検査)
		血液検査:血液型(ABO血液型・Rh血液型・赤血球不規則抗体)、梅毒血清反応検査(TPHA)、グルコース検査、貧血検査、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、HIV抗体価検査、風疹ウイルス抗体価検査
		(選択検査)子宮頸がん検診
B	D	基本的な妊婦健康診査(診察・計測・血圧・尿検査)
		(選択検査)超音波検査
	E	基本的な妊婦健康診査(診察・計測・血圧・尿検査)
		(選択検査)超音波検査
	H	基本的な妊婦健康診査(診察・計測・血圧・尿検査)
		(選択検査)超音波検査
	L	基本的な妊婦健康診査(診察・計測・血圧・尿検査)
		(選択検査)超音波検査
C-1	G	基本的な妊婦健康診査(診察・計測・血圧・尿検査)
	K	基本的な妊婦健康診査(診察・計測・血圧・尿検査) B群溶血性レンサ球菌
	M	基本的な妊婦健康診査(診察・計測・血圧・尿検査)
	6	基本的な妊婦健康診査(診察・計測・血圧・尿検査)
	7	基本的な妊婦健康診査(診察・計測・血圧・尿検査)
	8	基本的な妊婦健康診査(診察・計測・血圧・尿検査)
	9	基本的な妊婦健康診査(診察・計測・血圧・尿検査) 血液検査:貧血検査
C-2	F	基本的な妊婦健康診査(診察・計測・血圧・尿検査) クラミジア検査
	N	基本的な妊婦健康診査(診察・計測・血圧・尿検査) 血液検査:貧血検査、グルコース検査、HTLV-1抗体検査